河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 新旧対照表

議案　第２４１３号　参考資料

改　定　案	現　行　計　画
都市計画法第６条の２に規定する 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 河北都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 ～水と緑の潤い豊かな定住都市の形成～ 令和７年５月 宮　城　県	都市計画法第６条の２に規定する 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 河北都市計画区域の 整備、開発及び保全の方針 ～水と緑の潤い豊かな定住都市の形成～ 平成３０年３月 宮　城　県

改　定　案	現　行　計　画

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【　目　　次　】

序　広域石巻圏における都市づくりの基本方向 …… 1

1　都市計画の目標 …… 3
(1) 基本的事項 …… 3
①　目標年次 …… 3
②　都市計画区域の範囲及び規模 …… 3
(2) 将来像及び都市づくりの基本方針 …… 4

2　区域区分の決定の有無 …… 7

3　主要な都市計画の決定の方針 …… 8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 8
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 10
①　交通施設 …… 10
②　下水道 …… 12
③　河川 …… 13
④　その他の施設 …… 13
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 14
(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 …… 15
(5) 防災に関する都市計画の決定の方針 …… 16

□ 付図（河北都市計画区域） …… 17

河北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

【　目　　次　】

序　広域石巻圏における都市づくりの基本方向 …… 1

1　都市計画の目標 …… 3
(1) 基本的事項 …… 3
①　目標年次 …… 3
②　都市計画区域の範囲及び規模 …… 3
(2) 将来像及び都市づくりの基本方針 …… 4

2　区域区分の決定の有無 …… 7

3　主要な都市計画の決定の方針 …… 8
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 8
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 10
①　交通施設 …… 10
②　下水道 …… 11
③　河川 …… 12
④　その他の施設 …… 12
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 …… 13
(4) 自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 …… 14
(5) 防災に関する都市計画の決定の方針 …… 15

□ 付図（河北都市計画区域） …… 16

改　定　案	現　行　計　画
序　広域石巻圏における都市づくりの基本方向 広域石巻圏は、県東部に位置し、石巻市を中心に三陸の豊かな地域資源を活かした水産業や製紙、木材関連等の臨海型工業を基幹産業に発展してきた。また、日本三景に数えられる特別名勝松島をはじめ、リアス式海岸となっている三陸復興国立公園、県立自然公園旭山、硯上山万石浦県立自然公園等の水と緑が織りなす優れた自然環境を有している。 人口は昭和60年の約241千人をピークに減少傾向に移行しており、特に、平成23年の東日本大震災（以下、「震災」という）による人口減少で近年の人口減少は他都市圏に比べて著しく、若年層の転入促進と転出を抑制するため安心して子育てを行える環境整備や誰もが安心・快適に住み続けられる都市の形成が求められている。 復興事業等により再編された地域コミュニティを維持するため、快適な居住環境の維持に努めるとともに、身近な自然環境の保全や環境負荷の低減等、SDGｓの推進に資するよう、コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の実現を目指す。 一方、松島、北上川等、海、山、川の豊かな自然が広がっており、引き続き、保全しながら地球規模での環境保全や環境負荷の低減に対応した都市づくりを進めるとともに、これらの地域資源と広域的な交通基盤を活かした産業の振興を図ることが求められている。 また、令和元年東日本台風を経験し、防災・減災意識はさらに高まっており、流域の様々な関係者が連携し「流域治水」の取組推進によるハード・ソフト両面からの対策を講じ、安全・安心なまちづくりを推進する。 このような認識のもと、以下の３つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら整備、開発及び保全を推進する。 ○　県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成と災害に強い都市構造の実現 石巻市において、業務、商業、都市的サービス等の都市機能の強化と連携した中心市街地の活性化を図るとともに、周辺各都市との広域的な連絡性の強化を図り、県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成を目指す。 また、沿岸県土軸の発展を支える三陸縦貫自動車道の全線開通を機に都市間における広域的な連携強化と交流促進を図るとともに、石巻市、大崎市及び山形県新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図る。 さらに、地震や津波に限らず、大雨、洪水、その他の大規模災害にも耐えうる防御施設や避難路　整備の推進、危険な盛土等の包括的な規制により、災害に強く、安全で安心して暮らせるまちづくりを図る。 1	序　広域石巻圏における都市づくりの基本方向 広域石巻圏は、県東部に位置し、石巻市を中心に三陸の豊かな地域資源を活かした水産業や製紙、木材関連などの臨海型工業を基幹産業に発展してきた。また、日本三景に数えられる特別名勝松島をはじめ、リアス式海岸となっている三陸復興国立公園、県立自然公園旭山、硯上山万石浦県立自然公園などの水と緑が織りなす優れた自然環境を有している。 人口は昭和60年の約241千人をピークに減少傾向に移行しており、特に、平成23年の東日本大震災による人口減少で近年の人口減少は他都市圏に比べて著しく、復興事業の進捗による人口定着が必要である。 市町の震災復興計画をもとに、防災集団移転促進事業による住まいの高台や内陸部への移転、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面整備や都市基盤整備を進めており、土地利用の状況は大きく変化している。 一方、松島、北上川など海、山、川の豊かな自然が広がっており、引き続き、保全しながら地球規模での環境保全や環境負荷の軽減に対応した都市づくりを進めるとともに、これらの地域資源と広域的な交通基盤を活かした産業の振興を図ることが求められている。 また、平成27年には関東・東北豪雨を経験し、防災・減災意識はさらに高まっており、東日本大震災からの復興を推進するとともに、都市機能の強化や産業振興にあわせて、都市基盤施設の整備による生活環境の向上を図り、安全で安心なまちづくりへの対応が求められる。 このような認識のもと、以下の３つを都市づくりの基本方向とし、これらに基づきながら整備、開発及び保全を推進する。 ○　県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成と災害に強い都市構造の実現 石巻市において、業務、商業、都市的サービスなどの都市機能の強化と連携した中心市街地の活性化を図るとともに、周辺各都市との広域的な連絡性の強化を図り、県東部の発展を牽引する中核都市圏の形成を目指す。 また、沿岸県土軸の発展を支える三陸縦貫自動車道の延伸整備を促進するとともに、石巻市、大崎市及び山形県新庄市間の地域連携軸を視野に入れた広域連携の強化を図る。 さらに、地震や津波に限らず、大雨、洪水、その他の大規模災害にも耐えうる防御施設や避難路の整備を推進し、災害に強い都市構造の実現を図る。 1

改　定　案	現　行　計　画
○　水産関連産業をはじめとする特色ある産業の復興 　本圏域を特徴づける水産業や水産関連産業の復興を図るとともに、広域高速交通体系を活かした流通機能の強化を図る。 　また、石巻港の機能強化を図るとともに、移転元地及びその周辺も活用した産・学・官の連携による新しい産業の創出や産業の高度化、人材育成等を進め、特色ある産業の振興を図る。 ○　豊かな自然環境や風土を守り、自然・歴史・文化資源を活かした観光の振興と生活環境の形成 　本区域の風土や歴史の源である松島、牡鹿半島、北上川、北上運河などの豊かな海辺・水辺環境を保全するとともに、点在する歴史、文化資源が連携した観光の振興、活性化を図る。 　また、広域石巻圏内の各都市において、良好な住宅地の整備、供給や道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備を進め、豊かな自然環境や風土と調和した生活環境の形成を図る。	○　水産関連産業をはじめとする特色ある産業の復興 　本圏域を特徴づける水産業や水産関連産業の復興を図るとともに、広域高速交通体系を活かした流通機能の強化を図る。 　また、石巻港の機能強化を図るとともに、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿産・学・官の連携による新しい産業の創出や産業の高度化、人材育成などを進め、特色ある産業の振興を図る。 ○　豊かな自然環境や風土を守り、自然・歴史・文化資源を活かした観光の振興と生活環境の形成 　本区域の風土や歴史の源である松島、牡鹿半島、北上川、北上運河などの豊かな海辺・水辺環境を保全するとともに、点在する歴史、文化資源が連携した観光の振興、活性化を図る。 　また、広域石巻圏内の各都市において、良好な住宅地の整備、供給や道路、公園、下水道など都市基盤施設の整備を進め、豊かな自然環境や風土と調和した生活環境の形成を図る。
2	2

改　定　案

1　都市計画の目標

（1）基本的事項

①目標年次

本方針は、令和２年を基準年として、おおむね20年後の令和22年を目標年次とし、河北都市計画区域（以下「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標等については、おおむね10年後の令和12年を目標に策定する。

②都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域とし、石巻市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲、面積は次のとおりである。

□都市計画区域の範囲及び規模

名　　称	市 町 名	範　　囲	規　　模	備考（行政区域[注1]）
河北都市計画区域	石　巻　市	行政区域の一部	1,508 ha	55,455 ha

注１：行政区域面積は石巻市の面積

資料：令和５年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、令和４年都市計画現況調査

また、本区域の将来の人口及び産業のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□おおむねの人口

項　　目	基準年[注1]	令和 22 年
都市計画区域内人口	5.8 千人	4.4 千人

注１：基準年は令和２年値（令和２年国勢調査）

□おおむねの産業規模

項　　目		単位	基準年[注2]	令和 22 年
産　業	製造品出荷額等[注1]	百万円	5,976	7,810
	年間商品販売額[注1]	百万円	7,717	8,686

注１：製造品出荷額等、年間商品販売額は広域石巻圏（石巻市、東松島市、女川町）の値からシェア率で算出

注２：製造品出荷額等、年間商品販売額の基準年は令和２年値（経済センサス）

現　行　計　画

1　都市計画の目標

（1）基本的事項

①目標年次

本方針は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿おおむね20年後の平成47年を目標年次とし、河北都市計画区域（以下「本区域」という。）における整備、開発及び保全の方針を定める。

ただし、都市施設の主要な施設の整備目標などについては、おおむね10年後の平成37年を目標に策定する。

②都市計画区域の範囲及び規模

本区域の範囲は、人口、土地利用、交通などの配置、利用の現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域とし、石巻市の行政区域の一部に定めるものであり、その範囲、面積は次のとおりである。

□都市計画区域の範囲及び規模

名　　称	市 町 名	範　　囲	規　　模	備考（行政区域[注1]）
河北都市計画区域	石　巻　市	行政区域の一部	1,508 ha	55,458 ha

注１：行政区域面積は石巻市の面積

資料：平成28年全国都道府県市区町村面積調（国土地理院）、平成28年都市計画現況調査

また、本区域の将来の人口及び産業のおおむねの規模を次のとおり想定する。

□おおむねの人口

項　　目	基準年[注1]	平成 47 年
都市計画区域内人口	4.1 千人	2.9 千人

注１：基準年は平成27年値（平成25年都市計画基礎調査）

□おおむねの産業規模

項　　目		単位	基準年[注2]	平成 47 年
産　業	製造品出荷額等[注1]	百万円	6,078	9,318
	年間商品販売額[注1]	百万円	8,235	5,503

注１：製造品出荷額等、年間商品販売額は広域石巻圏（石巻市、東松島市、女川町）の値からシェア率で算出

注２：製造品出荷額等、年間商品販売額の基準年は平成27年値＿＿＿＿＿＿

改　定　案	現　行　計　画
（２）将来像及び都市づくりの基本方針 　本区域は、石巻市の北部に位置し、仙台市から約60km、石巻市中心部からは約10km圏にあり、東北一の大河、北上川が流れ、三陸復興国立公園に指定されている風光明媚な自然に隣接する「水と緑の里」を形成している。 　都市計画区域人口は、令和２年は約5.8千人と平成27年の約6.0千人から微減となっており、今後も減少傾向が見込まれ、年間商品販売額においては増加傾向が見込まれる。工業出荷額は、県の上位計画である「新・宮城の将来ビジョン（令和２年12月策定）」に掲げる「富県躍進」の実現のため、県全体で産業の振興を図ることから、本区域も増加していくものと考えられる。 　また、三陸縦貫自動車道の全線開通や桃生豊里I.C.までの4車線化に伴い、広域的なネットワークを活かした、計画的な公共施設、産業機能や、快適な居住環境の形成、交流人口の拡大等、持続的な発展のポテンシャルは高まってきており、本区域内外に広がる水と緑の優れた自然環境と調和した、潤いや活力のある都市づくりが必要となっている。 　本区域では、平成23年震災　　後の復興事業による新たな住宅地の形成、人口減少・超高齢社会の進展、地域の中心地の活力の低下、空き家や空宅地・未利用地の増加による都市のスポンジ化、社会経済情勢の変化への対応、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や大規模災害に備えた安全で安心なまちづくり等　の都市づくりの重点の変化への対応等を踏まえ、本方針の見直しを図る。 　『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』を区域の将来像に掲げ、また、将来像の実現に向けて「水と緑の優れた自然環境の活用、保全」、「潤い豊かな生活環境の維持保全」、「地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備」、「災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本方針に都市づくりを推進する。 □将来像及び都市づくりの基本方針 《 将来像 》　水と緑の潤い豊かな定住都市の形成 《 都市づくりの基本方針 》 ・水と緑の優れた自然環境の活用、保全 ・潤い豊かな生活環境の維持保全 ・地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備 ・災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり 4	（２）将来像及び都市づくりの基本方針 　本区域は、石巻市の北部に位置し、仙台市から約60km、石巻市中心部からは約10km圏にあり、東北一の大河、北上川が流れ、三陸復興国立公園に指定されている風光明媚な自然に隣接する「水と緑の里」を形成している。 　都市計画区域人口は、平成27年は約4.1千人で　　今後も減少傾向が見込まれ、年間商品販売額においても減少傾向が見込まれる。工業出荷額は、県の上位計画である「　宮城の将来ビジョン（平成29年3月改定）」に掲げる　富県宮城　の実現のため、県全体で産業の振興を図ることから、本区域も増加していくものと考えられる。 　また、三陸縦貫自動車道の延伸　　や桃生豊里I.C.までの4車線化に伴い、広域的なネットワークを活かした、計画的な公共施設、産業機能や、快適な居住環境の形成など、　　持続的な発展のポテンシャルは高まってきており、本区域内外に広がる水と緑の優れた自然環境と調和した、潤いのある生活環境の形成が必要となっている。 　本区域では、平成23年東日本大震災後の復興事業による新たな住宅地の形成、人口減少・超高齢社会の進展、地域の中心地の活力の低下、　　社会経済情勢の変化への対応、歩いて暮らせる集約型都市構造の形成や大規模災害に備えた安全で安心なまちづくりなどの都市づくりの重点の変化への対応などを踏まえ、本方針の見直しを図る。 　『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』を区域の将来像に掲げ、また、将来像の実現に向けて「水と緑の優れた自然環境の維持、保全」、「潤い豊かな生活環境の整備　　」、「地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備」、「災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり」を基本方針に都市づくりを推進する。 □将来像及び都市づくりの基本方針 《 将来像 》　水と緑の潤い豊かな定住都市の形成 《 都市づくりの基本方針 》 ・水と緑の優れた自然環境の活用、保全 ・潤い豊かな生活環境の整備　　 ・地域間交流を促進する交通基盤の維持、整備 ・災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり 4

改　定　案

□都市づくりの基本方針

【水と緑の優れた自然環境の活用、保全】

●本区域の中央部や南西部を貫流する東北随一の大河、北上川、旧北上川とこれをつなぐ追波川等の河川、三陸復興国立公園に連なる丘陵地等の恵まれた自然環境と美しい景観、それらと整合が図られた都市景観の保全を図る。

●また、北上川は豊かな水をたたえ、その流域には多様な生物相が見られるため、その広く開放的な空間を適切に保全する。

●本区域の活力・交流の創出に向けて、これらの環境を保全しながらレクリエーション活動の場やスポーツ活動の場等として活用を図るとともに、西部の農用地は本区域内の森林とともに農林業の生産基盤として自然環境に配慮した活用を図る。

【潤い豊かな生活環境の維持保全】

●河北総合支所周辺の飯野川地区を中心に社会インフラ整備と公共サービスの効率的供給を図るとともに、コンパクトなまちづくりと地域交通の維持確保　　による「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現により石巻市中心部等との連携強化を図り、快適性・利便性を確保する。

●また、復興事業により整備した二子地区では都市計画制度の運用により良好な居住環境の維持保全を図る。

●河北 IC 周辺、成田地区周辺の国道 45 号沿線は、商業・業務地として機能維持を図る。

●追波川河川運動公園をレクリエーション、スポーツ活動の場として機能向上を図るとともに、誰もが利用しやすい身近な公園の整備を推進する。

▲追波川河川運動公園

【地域間交流を促進する
交通基盤の維持、整備】

●三陸縦貫自動車道をネットワークの柱とし、本区域の産業経済、住民の日常生活に必要な交通基盤を維持、整備する。

5

現　行　計　画

□都市づくりの基本方針

【水と緑の優れた自然環境の活用、保全】

●本区域の中央部や南西部を貫流する東北随一の大河、北上川、旧北上川とこれをつなぐ追波川等の河川、三陸復興国立公園に連なる丘陵　地等の恵まれた自然環境と美しい景観を保全する。

●また、北上川は豊かな水をたたえ、その流域には多様な生物相が見られるため、その広く開放的な空間を適切に保全する。

●本区域の活力・交流の創出に向けて、これらの環境を保全しながら野鳥観察等の自然学習、レクリエーションの場等として活用を図るとともに、西部の農用地は本区域内の森林とともに農林業の生産基盤として自然環境に配慮した活用を図る。

【潤い豊かな生活環境の整備】

●河北総合支所周辺の飯野川地区を中心に社会インフラ整備と公共サービスの効率的供給を図るとともに、コンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」　　より石巻市中心部等との連携強化を図り、快適性・利便性を確保する。

●また、復興事業により整備した二子地区の新たな住宅地の充実等、安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

●追波川河川運動公園等、魅力あふれるオープンスペースを活かし、家族連れ等人々がのんびり過ごせる人と環境にやさしい住宅地の形成を図る。

▲追波川河川運動公園

【地域間交流を促進する
交通基盤の維持、整備】

●　　本区域の産業経済、住民の日常生活に必要な交通基盤の維持、整備する。

5

改　定　案

【災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり】

●平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震に続き平成 23 年の震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、令和元年東日本台風を経験し、人々の防災・減災に対する意識は一層高まっている。今後の都市整備においては、「流域治水」の取組推進、ライフライン・都市施設等の防災基盤の強化、ソフト対策の促進により、住民が安全で安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用の推進、避難道路等のネットワーク強化を図る。

●また、木造老朽建物が多い地区では都市基盤の整備とともに、建物の不燃化を促進する。

『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』

6

現　行　計　画

【災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり】

●平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震に続き平成 23 年の震災、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨＿＿＿＿＿＿＿＿を経験し、人々の防災・減災に対する意識は一層高まっている。今後の都市整備においては、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ライフライン・都市施設等の防災基盤の強化、防災拠点の整備を図り、住民が安全で安心して暮らすことができるよう、地震や風水害等の自然災害に備えた土地利用、さらには被害を最小限に抑える防災・減災を目指した土地利用を推進する。＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

●また、地震や津波等の災害に強いまちの形成とともに、家屋の耐震化の促進や、地域防災計画等と整合を図り、防災・減災に対応した市街地の整備を促進する。

『水と緑の潤い豊かな定住都市の形成』

6

改　定　案	現　行　計　画
2　区域区分の決定の有無 本区域では、次の事由から、区域区分を定めないものとする。 【　区域区分を定めない事由　】 ○　人口減少の予測 本区域の人口は約5.8千人であり、減少傾向にあり、石巻広域都市計画区域に近接するものの、本区域は都市計画区域の規模が小さく、また、北上川や上品山等の丘陵地により分断されていること、さらには人口減少、超高齢社会の進展により、人口は今後とも減少するものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれないと考えられること。 ○　産業の見通し 年間商品販売額と製造品出荷額については県東部地区における本区域のシェア率が低く、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれないと考えられること。 ○　集約型都市構造への誘導 今後の都市づくりのあり方として、地域の中心地への都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。 ○　関連法規による土地利用の規制 本区域の居住地以外の農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。 今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられること。 7	2　区域区分の決定の有無 本区域では、次の事由から、区域区分を定めないものとする。 【　区域区分を定めない事由　】 ○　人口減少の予測 本区域の人口は約4.1千人であり、減少傾向にあり、石巻広域都市計画区域に近接するものの、本区域は都市計画区域の規模が小さく、また、北上川や上品山等の丘陵地により分断されていること、さらには人口減少、超高齢社会の進展により、人口は今後とも減少するものと予測されており、住宅地の著しい拡大は見込まれないと考えられること。 ○　産業の見通し 産業の動向は、地域の中心の活力の低下や長期化した景気低迷期にあったことの影響により、年間商品販売額は減少傾向にある。また、工業の圏内占有率も低く、産業活動の振興に伴い、都市的土地利用が著しく拡大していくことは見込まれないと考えられること。 ○　集約型都市構造への誘導 今後の都市づくりのあり方として、地域の中心地への都市機能の集約を図ることを目指しており、市街地が無秩序に拡大する可能性は低いと考えられること。 ○　関連法規による土地利用の規制 本区域の居住地以外の農地、山林等の自然的土地利用については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによって土地利用が規制され、農地や自然環境が保全されている。 今後とも、これらの関連法規との連携を図ることによって基本的に市街化が抑制されるものと考えられること。 7

改　定　案	現　行　計　画
3　主要な都市計画の決定の方針 （1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 本区域は、優れた森林や河川等の自然環境を背景としながら、地域の骨格を形成する主要交通軸（三陸縦貫自動車道、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線、（一）北上河北線）を骨格に、居住ゾーン、商業・業務ゾーン、自然丘陵ゾーン及び田園ゾーンが形成されている。 居住ゾーンは、飯野川地区などの都市的な土地利用がなされている地区であり、道路、公園、下水道など基盤整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図る。復興事業により整備を行った二子地区については、地区計画を活用し、周辺の環境に配慮しながら新たな住宅地として土地利用を図り、良好な住宅地の形成に努める。また、低未利用地の利活用を優先し、無秩序な市街化を抑制する。 商業・業務ゾーンは、三陸縦貫自動車道河北I.C.や国道45号による広域ネットワークの利便性を活かした沿道型の商業機能や観光・交流機能、スポーツ・文化機能などが立地する地区であり、本区域の活性化に貢献する地区であることから、交通体系や公共交通を活かした商業・業務地としての機能維持を図る。 自然丘陵ゾーンは、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。 田園ゾーンは、三陸縦貫自動車道河北I.C.周辺における自然環境に留意しながら、農産物生産基地としての機能の維持増進に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図る。また、耕作放棄地のうち農地として利用が困難となった農地は、再生可能エネルギーの導入や新たな産業の創出を検討する。 1）居住環境の改善または維持に関する方針 本区域における古くからの市街地では、家屋の密集に加え、狭あいな道路や行き止まり、公園・緑地等のオープンスペースの不足や木造老朽家屋が密集し、避難路等の確保に課題がある。 今後は、住環境整備事業に加えて、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等のオープンスペースの確保、幹線道路・区画道路網の充実強化、下水道の整備拡充などにより、総合的な環境整備や適切な維持管理を進め、良好な居住環境の形成を図る。 また、本区域は人口減少・超高齢社会の進展を踏まえ、大規模災害への備えなど、安全で自立した暮らしができる住環境づくりが必要である。 このため、良好な水準の住宅供給や、建物の質の向上とともに、福祉施策との連携を図りながら、住環境の質の向上を目指していく。また、周辺の自然と調和した緑化や景観に対する配慮など、地域の風土、居住者のライフスタイルに応じた住環境づくりを推進する。 8	3　主要な都市計画の決定の方針 （1）土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 本区域は、優れた森林や河川等の自然環境を背景としながら、地域の骨格を形成する主要交通軸（三陸縦貫自動車道、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線、（一）北上河北線）を骨格に、居住ゾーン、自然丘陵ゾーン及び田園ゾーンが形成されている。 居住ゾーンは、飯野川地区などの都市的な土地利用がなされている地区であり、道路、公園、下水道など基盤整備を進め、良好な生活環境の整備、形成を図る。復興事業により整備を行う二子地区については、周辺の環境に配慮しながら新たな住宅地として土地利用を図り、良好な住宅地の形成のため、地区計画等の規制誘導の手法を取り入れる。また、低未利用地の利活用を優先し、無秩序な市街化を抑制する。 自然丘陵ゾーンは、関連する法令により保全が図られている緑地及び自然災害を防止するための土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全する。 田園ゾーンは、三陸縦貫自動車道河北I.C.周辺における自然環境に留意しながら、農産物生産基地としての機能の維持増進に努め、農用地の効率的な利用と生産性の向上を図る。また、耕作放棄地のうち農地として利用が困難となった農地は、再生可能エネルギーの導入や新たな産業の創出を検討する。 1）居住環境の改善または維持に関する方針 本区域における古くからの市街地では、家屋の密集に加え、狭い道路や行き止まり、公園・緑地等のオープンスペースの不足や木造老朽家屋が密集し、避難路等の確保に課題がある。 今後は、住環境整備事業に加えて、広域避難地・避難路並びに公園・緑地等のオープンスペースの確保、幹線道路・区画道路網の充実強化、下水道の整備拡充などにより、総合的な環境整備を進め、良好な居住環境の形成を図っていく。 また、本区域は人口減少・超高齢社会の進展を踏まえ、大規模災害への備えなど、安全で自立した暮らしができる住環境づくりが必要である。 このため、良好な水準の住宅供給や、建物の質の向上とともに、福祉施策との連携を図りながら、住環境の質の向上を目指していく。また、周辺の自然と調和した緑化や景観に対する配慮など、地域の風土、居住者のライフスタイルに応じた住環境づくりを推進する。 8

改　定　案	現　行　計　画
2）優良な農地との健全な調和に関する方針 宮城県の穀倉地帯である本区域は、北上川、旧北上川沿いを主に平坦でまとまった農地を有している。これらの農地は、農業振興地域に指定されており、今後とも農業施策と調整を図りながら保全していくものとする。 3）災害防止の観点から必要な方針 本区域の東部丘陵地等に急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、土砂災害警戒区域などが分布していることから、周辺地区における崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域の指定促進を図る等、災害の防止に努める。 また、本区域の平地部の大半は、北上川及び旧北上川の浸水想定区域となっており、特に市街地の一部では家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていることから、河川や水路の改修を促進するとともに、災害時の避難路の確保等のネットワークの強化を図る。 4）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 美しい自然景観を有し骨格的な緑地を形成する三陸復興国立公園に連なる東部 丘陵地、北上川、旧北上川等の河川緑地等については、積極的にその保全を図る。	さらに、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により整備する新たな住宅地は、被災者の住宅確保に向けて，造成、建築を促進する。 2）優良な農地との健全な調和に関する方針 宮城県の穀倉地帯である本区域は、北上川、旧北上川沿いを主に平坦でまとまった農地を有している。これらの農地は、農業振興地域に指定されており、今後とも農業施策と調整を図りながら保全していくものとする。 3）災害防止の観点から必要な方針 本区域の東部丘陵地等に急傾斜地崩壊危険箇所、砂防指定地、土砂災害警戒区域などが分布していることから、周辺地区における崩壊防止施設の整備、土砂災害警戒区域の指定促進を図る等、災害の防止に努める。 4）自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 美しい自然景観を有し骨格的な緑地を形成する三陸復興国立公園に連なる東部 丘陵地、北上川、旧北上川等の河川緑地等については、積極的にその保全を図る。
9	9

改　定　案

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設

１）基本方針

本区域は、仙台市方面と三陸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線、（一）北上河北線の主要国県道等が骨格となって石巻市中心部と連絡している。

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、圏域の骨格を形成する道路を中心に、区域内及び内外を結ぶ総合的な道路網の形成を目指す。

また、市の総合交通戦略に基づき、道の駅「上品の郷」は市内公共交通網の骨格となる路線と地域ニーズに対応する地域路線の結節する乗り継ぎ拠点及び賑わい・地域コミュニティの拠点として位置付ける。

□交通体系整備の基本方針

- 広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する
- 広域石巻圏と一体となった総合的な交通体系の確立による質の高い交通機能を確保する
- 市の総合交通戦略に基づき、路線バスや住民バスによる交通ネットワークの充実を図る
- 既存集落地の利便性、安全性等の都市環境の向上を図る

２）主要な施設の配置の方針

交通施設の整備に当たっては、三陸縦貫自動車道河北I.C.を活かし、広域交通へのアクセス利便性を活用するとともに、上位計画・関連計画との整合等を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとする。

主要な施設として、圏域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線及び（一）北上河北線を位置づけ、維持・整備をしていく。

３）主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

区　分		名　称	市町名	整備区間等	事業主体
道路	主　要 幹線道路	（主）河北桃生線	石巻市	飯野	宮城県

現　行　計　画

（２）都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

①交通施設

１）基本方針

本区域は、仙台市方面と三陸地域を結び、太平洋沿岸の国土軸として位置づけられる三陸縦貫自動車道が通っており、この三陸縦貫自動車道を基軸として、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線、（一）北上河北線の主要国県道等が骨格となって石巻市中心部と連絡している。

既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、圏域の骨格を形成する道路を中心に、区域内及び内外を結ぶ総合的な道路網の形成を目指す。

また、市の総合交通戦略に基づき、道の駅「上品の郷」は市内公共交通網の骨格となる路線と地域ニーズに対応する地域路線の結節する乗り継ぎ拠点及び賑わい・地域コミュニティの拠点として位置付ける。

□交通体系整備の基本方針

- 広域高速交通ネットワークの形成により広域的な連携を確保する
- 広域石巻圏と一体となった総合的な交通体系の確立による質の高い交通機能を確保する
- 市の総合交通戦略に基づき、路線バスや住民バスによる交通ネットワークの充実を図る
- 既存集落地の利便性、安全性等の都市環境の向上を図る

２）主要な施設の配置の方針

交通施設の整備に当たっては、三陸縦貫自動車道河北I.C.を活かし、広域交通へのアクセス利便性を活用するとともに、上位計画・関連計画との整合等を図りながら、自動車交通を適切かつ円滑に処理できるよう進めていくものとする。

主要な施設として、圏域の骨格を形成する三陸縦貫自動車道、国道45号、（主）石巻河北線、（主）河北桃生線及び（一）北上河北線を位置づけ、維持・整備をしていく。

区　分		名　称	市町名	整備区間等	事業主体

改　定　案	現　行　計　画
□おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業 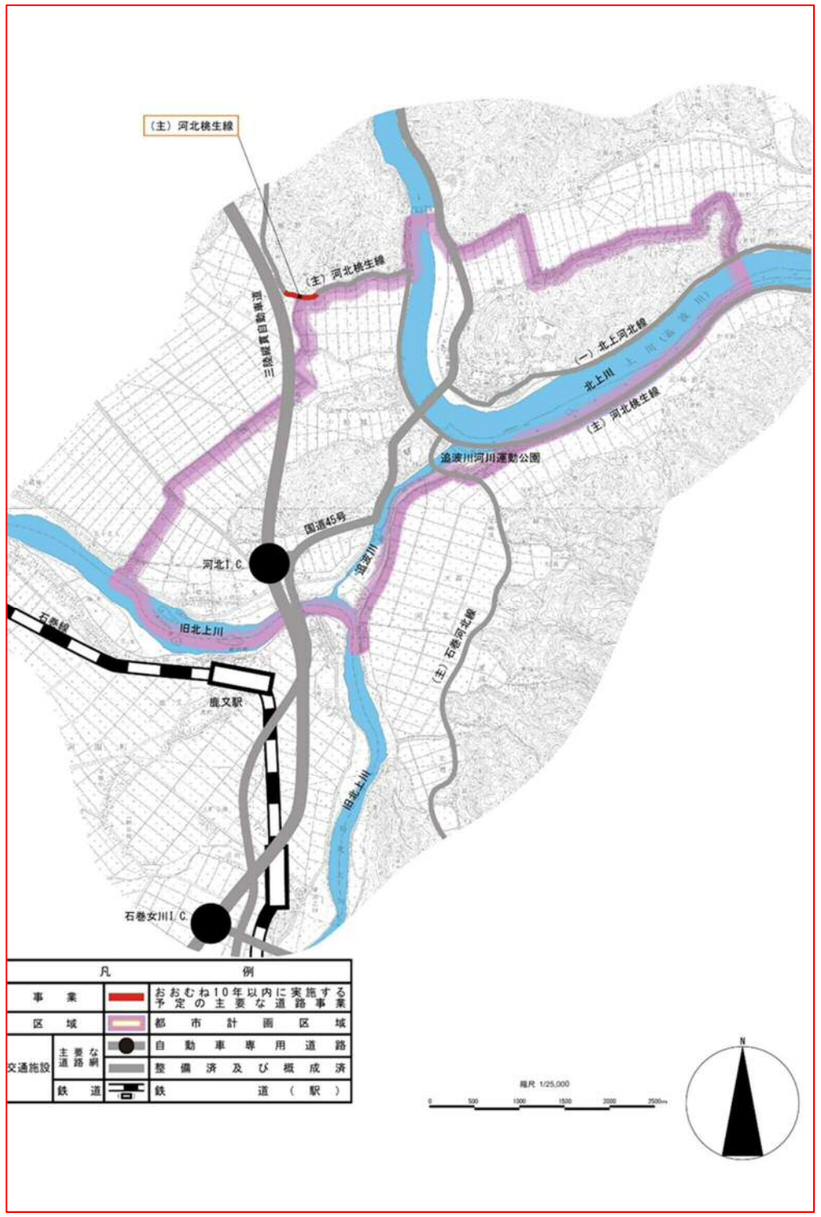 	

改　定　案

②下水道

１）基本方針

全ての住民が快適な生活を営むことができるよう、活動（生活、営業、生産）の結果として生じる生活排水について、下水道をはじめとする種々の処理施設により、水環境循環型の豊かな環境形成を図る。

また、安定・確実な下水処理を実施するため、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、適期での改築・更新を行うとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして、大規模な地震発生時にも下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化事業を推進する。

□下水道整備の基本方針

- 市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する
- 市街地の汚水の排除、処理については効率的に施設整備を推進する
- 市街地の雨水の排除は放流河川の整備との整合を図りつつ施設整備を推進する

２）主要な施設の整備目標

本区域における下水道は、石巻市、女川町の１市１町により構成される北上川下流東部流域下水道の他、浄化槽の複合による処理計画となっており、現在施工中及びおおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□ おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業

種　　別	名　　称	地区名	事業主体
下 水 道	石巻市東部流域関連公共下水道事業	二子、大谷地、二俣	石　巻　市
	石巻市公共下水道事業	飯野川	石　巻　市

現　行　計　画

②下水道

１）基本方針

全ての住民が快適な生活を営むことができるよう、活動（生活、営業、生産）の結果として生じる生活排水を　　下水道をはじめとする種々の処理施設により、水環境循環型の豊かな環境形成を図る。

また、安定・確実な下水処理を実施するため、老朽化した施設や耐用年数を経過した施設について、適期での改築・更新を行うとともに、暮らしに欠かせないライフラインとして、大規模な地震発生時にも下水道機能を確保するため、下水道施設の耐震化事業を推進する。

□下水道整備の基本方針

- 市街化の動向と十分に整合を図り効率的な施設整備を推進する
- 市街地の汚水の排除、処理については効率的に施設整備を推進する
- 市街地の雨水の排除は放流河川の整備との整合を図りつつ施設整備を推進する

２）主要な施設の整備目標

本区域における下水道は、石巻市、女川町の1市1町により構成される北上川下流東部流域下水道の他、浄化槽の複合による処理計画となっており、現在施工中及びおおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は次のとおりとする。

□　おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業

種　　別	名　　称	地区名	事業主体
下 水 道	石巻市東部流域関連公共下水道事業	二子、大谷地、二俣	石　巻　市
	石巻市公共下水道事業	飯野川	石　巻　市

改　定　案	現　行　計　画
③河川 １）基本方針 安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・砂防ダム整備を重点的、効率的に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害への防災・減災対策の推進が必要である。 治水事業は、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりに向けた最も根幹的な基盤整備事業であり、洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった計画的な整備を早急かつ着実に推進していく必要がある。特に、震災対策の推進、安全で安心な地域づくり、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を基本目標とする。 □河川整備の基本方針 ●安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川整備を重点的、効率的に推進する ●洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持等、河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった水行政を推進する ●河川改修は治水機能を阻害しない範囲で、その環境機能を十分発揮するよう整備を推進する ●下水道施設の整備との整合を図りつつ市街地内中小河川の改修を推進する ２）主要な施設の整備目標 本区域においては、一級河川の北上川、旧北上川など、主要な河川が貫流しており、集落地等の内水対策のため、下水道と一体的に河川の改修を進めることが必要である。 このため、事業箇所の優位性を明確にし、整備優先順位の高い箇所の整備を促進するとともに、適正な進行管理のもと「見える川づくり」を推進していく。 ④その他の施設 本区域におけるその他の施設のうち、おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。 一般廃棄物処理施設の整備に当たっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。 13	③河川 １）基本方針 安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川・砂防ダム整備を重点的、効率的に推進するとともに、近年多発する大規模自然災害への防災・減災対策の推進が必要である。 治水事業は、住民が安全に安心して暮らせる地域づくりに向けた最も根幹的な基盤整備事業であり、洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持など河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった計画的な整備を早急かつ着実に推進していく必要がある。特に、震災対策の推進、安心で安全な地域づくり、維持管理の充実と豊かな水辺環境の保全と創造及び地域社会との連携強化と協働の推進を基本目標とする。 □河川整備の基本方針 ●安全で安心な県土づくりの生活基盤としての河川整備を重点的、効率的に推進する ●洪水防御、水資源の確保、流水の正常な機能の維持等、河川環境の保全を図り、流域単位で「治水・利水・環境」が一体となった水行政を推進する ●河川改修は治水機能を阻害しない範囲で、その環境機能を十分発揮するよう整備を推進する ●下水道施設の整備との整合を図りつつ市街地内中小河川の改修を推進する ２）主要な施設の整備目標 本区域においては、一級河川の北上川、旧北上川など、主要な河川が貫流しており、集落地等の内水対策のため、下水道と一体的に河川の改修を進めることが必要である。 このため、事業箇所の優位性を明確にし、整備優先順位の高い箇所の整備を促進するとともに、適正な進行管理のもと「見える川づくり」を推進していく。 ④その他の施設 本区域におけるその他の施設のうち、おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。 一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、循環型社会の形成に向け、廃棄物の３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）を推進しつつ、適正かつ最適な循環的利用及び処分システムの構築が重要である。 12

改　定　案	現　行　計　画
（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 １）基本方針 　市街地及び各地域の中心地の整備に当たっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。 ２）市街地整備の目標 　本区域における市街地開発事業のうち、おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。 14	（３）市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 １）基本方針 　市街地及び各地域の中心地の整備にあたっては不足している基盤施設の整備を進め、生活環境や産業機能、防災機能等の向上に向けた改善を図る。 ２）市街地整備の目標 　本区域における市街地開発事業のうち、おおむね10年以内に実施する主要な事業は特に予定されていない。 13

改　定　案	現　行　計　画
（４）自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 １）基本方針 区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地、災害の防止、緩和に資する緑地、良好な都市景観を構成する緑地及び自然環境との交流の場の保全を図るとともに、都市公園の維持、整備を進め、水と緑の潤い豊かな都市の形成を目指す。 □緑地整備の基本方針 ●グリーンインフラを基本とした、持続可能で魅力的な緑地環境の整備・維持管理 ●市民との協働や公民連携による緑地の形成 ●持続可能な維持管理システムの構築による緑地の適正な配置と施設の長寿命化の推進 ●優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全 ●機能に応じた公園・緑地、野外における活動拠点、身近に自然とふれあえる場の創出のための緑地の整備 ２）主要な緑地の配置の方針 ｱ）環境保全系統 本区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地として、北上川、旧北上川、追波川など主要河川及び区域東部と中央部の丘陵地を位置づけ、その保全を図る。また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持、整備を行うほか、グリーンインフラを基本とした公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。 ｲ）レクリエーション系統 追波川（おっぱがわ）河川運動公園など既存の都市公園の維持、利用を図るとともに、市町村森林整備計画におけるゾーニングに基づき、多面的機能を有する森林環境の維持・保全を図る。また、必要に応じて都市公園の配置、整備を進める。 ｳ）防災系統 地域防災計画との整合を図りながら、災害時の避難地となる公園・緑地の整備を進める。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域内に分布する緑地を保全する。 ｴ）景観構成系統 都市景観に重要な意義を持つ緑地として、背景となる丘陵地の山林を保全する。 15	（４）自然的環境の整備または保全に関する都市計画の決定の方針 １）基本方針 区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地、災害の防止、緩和に資する緑地及び良好な都市景観を構成する緑地の保全を図るとともに、都市公園の維持、整備を進め、水と緑の潤い豊かな都市の形成を目指す。 □緑地整備の基本方針 ● ● ●保全・整備の総合的施策の導入により、緑地系統の軸の形成を推進する ●優れた自然環境、歴史的風土、郷土景観を構成する緑地の保全を優先する ●機能に応じた公園・緑地、野外における活動拠点、健康と安全を確保する緑地の整備を行う ２）主要な緑地の配置の方針 ｱ）環境保全系統 本区域の骨格を形成し優れた自然環境を構成する緑地として、北上川、旧北上川、追波川など主要河川及び区域東部と中央部の丘陵地を位置づけ、その保全を図る。また、日常生活に身近な緑地として、都市公園の維持、整備を行うほか、公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。 ｲ）レクリエーション系統 追波川河川運動公園など既存の都市公園の維持、利用を図るとともに、必要に応じて都市公園の配置、整備を進める。 ｳ）防災系統 地域防災計画との整合を図りながら、災害時の避難地となる公園・緑地の整備を進める。また、自然災害の防止、緩和に資する緑地として土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域内に分布する緑地を保全する。 ｴ）景観構成系統 都市景観に重要な意義を持つ緑地として、背景となる丘陵地の山林を保全する。 14

改　定　案	現　行　計　画
（５）防災に関する都市計画の決定の方針 １）基本方針 平成23年の東日本大震災や令和元年東日本台風などの災害を踏まえ、災害による被害を最小化し迅速な復旧を図る「減災」の考えにより防災機能の充実・強化を図る。 また、近年頻発化・激甚化する豪雨や土砂災害等については、「流域治水」の考え方を踏まえ、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行うとともに、危険な盛土などを規制し未然に発生を防止する。 □防災の基本方針 ●防災機能の充実・強化とインフラ施設の適正な維持管理 ●居住地の安全確保のための物資輸送・通信手段の確保のための避難ネットワークの整備 ●流域治水によるあらゆる関係者の協働した水災害対策の実施 ●各種ハザード区域の土地利用規制の強化、適切な誘導並びに移転の促進による災害被害の最小化 ●迅速な避難情報の発令や地域防災力の強化、コミュニティ形成促進などのソフト対策の充実 ２）大規模災害に対する方針 木造老朽家屋が多い地域は、区画道路の整備等の都市基盤整備とともに、建物の不燃化の促進や、避難路及び避難施設の耐震化を進める。 また、地震、大雨、洪水、土砂災害、その他の大規模災害に対して、地域防災計画に基づく迅速な避難情報の発令や災害に関する情報提供の機能強化、円滑で確実な避難誘導、避難時の要支援者に対する支援などのソフト対策を行うことにより、被害の最小化に努める。 さらに、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うなど、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の災害対策機能の強化などを図る。 ３）避難・輸送ネットワークの形成の方針 これまでの災害では、三陸縦貫自動車道や国道45号等の広域幹線道路網が救急活動や緊急輸送等に大きな役割を果たしその重要性が認識された。 本区域内の避難路ネットワークを充実させるとともに、近隣区域との連携をより一層強化するため、広域幹線道路網を中心として広域避難・輸送ネットワークの形成・充実を図る。 16	（５）防災に関する都市計画の決定の方針 １）基本方針 平成20年の岩手・宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨を踏まえ、災害による被害を低減し早期復興を図れるよう、災害に強い安全な都市構造への転換を図る。 また、近年多発する豪雨や土砂災害等の自然災害に対して、迅速な避難情報の発令や避難誘導などのソフト対策の充実を図りつつ、災害履歴、各種ハザード区域に対する土地利用規制の強化に努める。 ２）地震災害に対する方針 ｱ）　広域避難・輸送ネットワークの形成方針 東日本大震災において、広域幹線道路網が救急活動や緊急輸送等に大きな役割を果たしその重要性が認識された。 本区域内の避難路ネットワークを充実させるとともに、近隣区域との連携をより一層強化するため、広域幹線道路網を中心として広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。 ３）その他大規模災害に対する方針 木造老朽家屋が多い地域は、区画道路の整備等の都市基盤整備とともに、建物の不燃化の促進や、避難路及び避難施設の耐震化を進める。 また、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業により整備する新たな住宅地は、地盤面を嵩上げし、安全な居住地を形成する。 さらに、大雨、洪水、土砂災害、その他の大規模災害に対しての対策強化とあわせて、地域防災計画に基づく迅速な避難情報の発令や避難誘導、避難時の要支援者に対する支援などのソフト対策を行うことにより、被害の軽減に努めるとともに、大規模災害を想定した十分な避難場所・緊急物資の確保を行うなど、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の災害対策機能の強化などを図る。 15

改　定　案	現　行　計　画

河北都市計画基本方針　付図

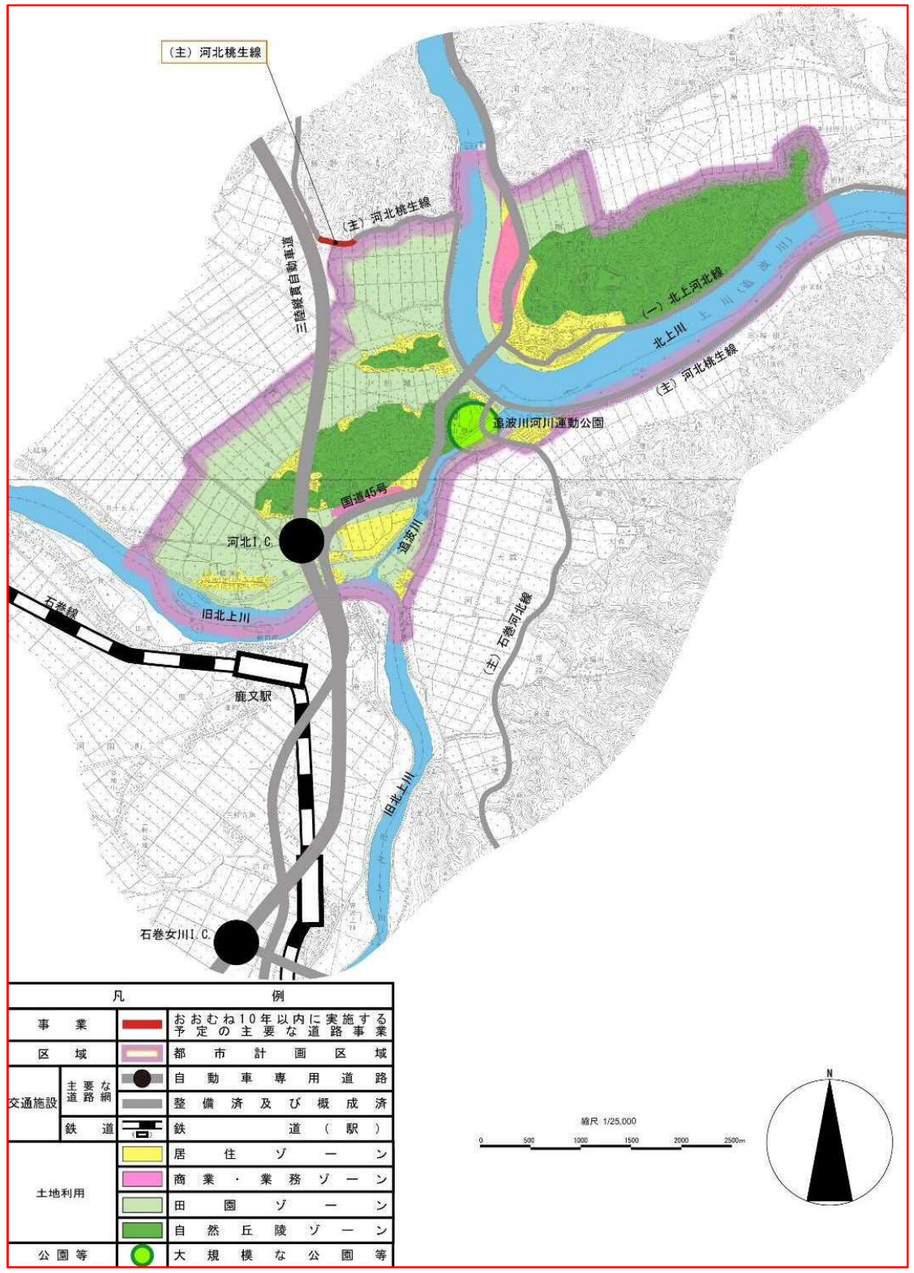

17

河北都市計画基本方針　付図

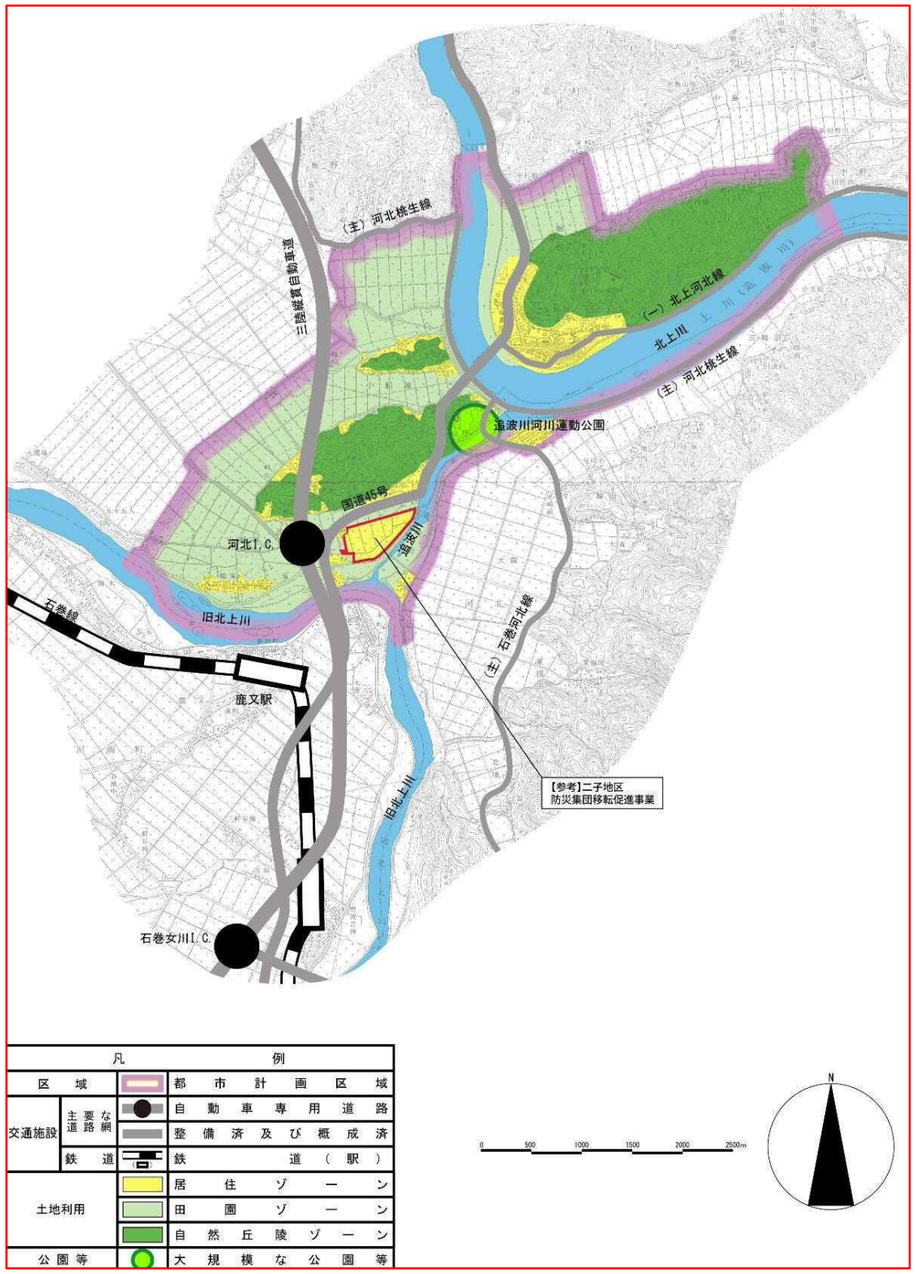

16